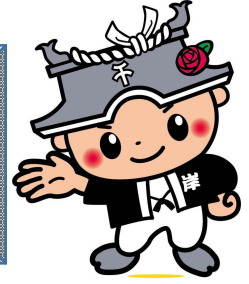


# 岸和田市高齢者補聴器購入費助成事業

## 利用案内



本市では、難聴を早期に予防し、健康的な生活を送り、孤独、孤立、認知症予防等を図るため、65歳以上の高齢者を対象とした補聴器の購入費の助成を行います。

### 対象

本市に住民基本台帳の記録があり、かつ本市に居住する65歳以上の高齢者で下記の要件にすべて該当する人。

- (1)申請する年度(申請日が4月1日から6月30日である場合は前年度)における住民税が非課税世帯であること。
- (2)耳鼻咽喉科の医師から補聴器を使用する必要性が認められていること。
- (3)両耳の聴力レベルが40デシベル以上、70デシベル未満であること。
- (4)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定によって、聴覚障害にかかる身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (5)過去に本市において、本助成金を受けたことがないこと。
- (6)本事業におけるアンケート(申請時・購入後一定期間後に実施)にご協力いただけること。

### 補助内容

補聴器購入金額の2分の1(千円未満切り捨て)とし、上限を2万5千円とする。

(※補助金の購入助成は一人につき一回限り。)

### 申請方法

岸和田市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、補聴器購入前に下記の書類を福祉政策課へ提出してください。

- (1)耳鼻咽喉科医師による証明 (※交付申請書に医師が必要と認める旨の記載を求めます。)
- (2)販売店が作成した見積書など、金額及び商品(型番など)が分かる書類

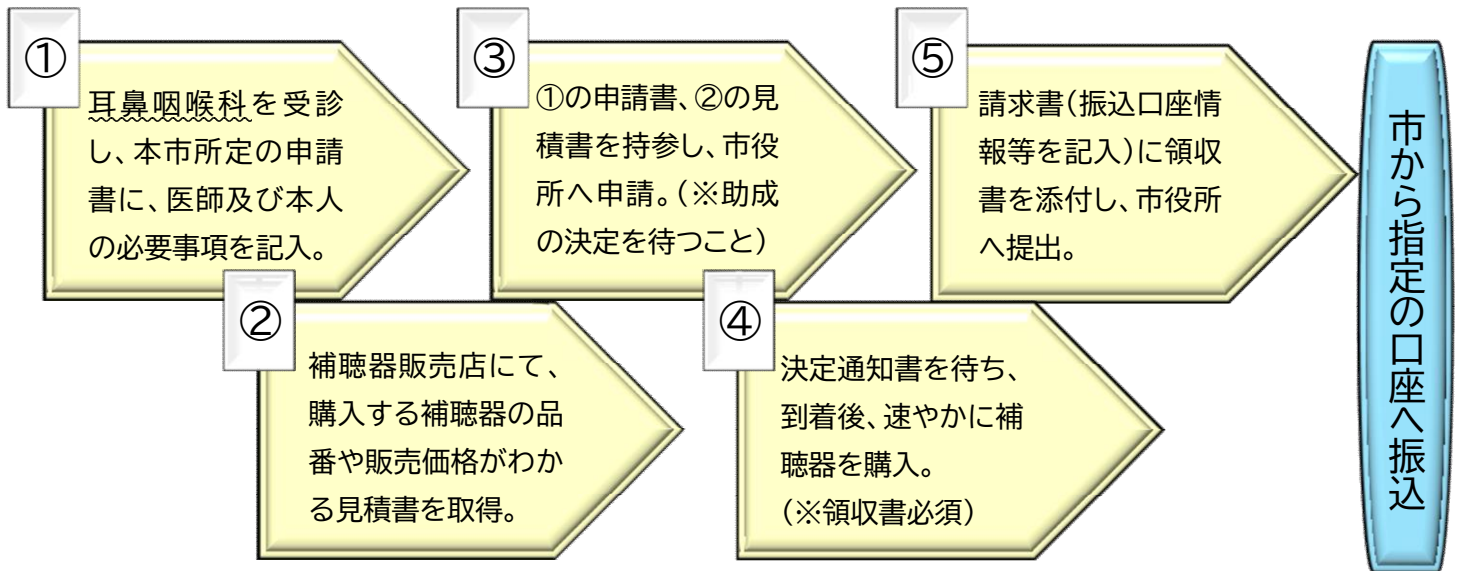
※その他市長が必要と認める書類を求める場合があります。

### 申請後の流れ

本事業の交付申請後、一定の審査を設けたうえ、助成費の交付決定通知(様式第2号)もしくは不交付決定通知(様式第3号)を本人へ送付します。決定の場合は、ご自身で申請書添付の見積書の通り、販売店にて購入をお願いします。購入後、本課へ助成金請求書(様式第4号)、購入領収書(写し可)及び振込先口座の分かるもの(通帳等の写し)の提出を求めます。提出後、一定期間後、指定の振込口座へ入金します。

裏面へ続く⇒

## 申請の流れ



## 注意事項

- ★利用前と利用後数か月の時点において、簡単なアンケートを求めます。ご協力をお願いします。
- ★必ず、購入前に交付申請を行い、決定通知をお待ちください。交付申請・決定通知発行以前にご購入されたものについては、補助の対象となりませんので、ご注意ください。
- ★お一人様一回限りとなります。補聴器の調整がうまくいかなかった等による再購入における助成金の再交付はありません。
- ★「両耳」の聴力レベルが40 デシベル以上、70 デシベル未満となります。70 デシベル以上の方につきましては、身体障害者手帳の取得レベルとなりますので、詳しくは障害者支援課へお問い合わせください。
- ★故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費、医療機関への診察料・検査料・証明書料・送料その他購入のために要した費用は対象外です。

問合先：岸和田市福祉部福祉政策課

高齢福祉担当

電話：072-423-9527

ファクス：072-423-8686

メール：fukushi@city.kishiwada.lg.jp